

登園許可証(治癒証明書)・登園届の分類と登園再開の目安について

2022.11 柏みどりこども園/保育園/みどりの木

次の表にある病気にかかった時は、「出席停止」となるため、登園することはできません。

病名	登園再開の目安
再登園時に医師による『登園許可証』または『治癒証明書』が必要な病気	
麻疹(はしか)	熱が下がり、3日経過していること
風疹(三日ばしか)	発疹が消えていること
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになっていること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ、ムンプス)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	全身の症状が回復し、主治医の許可が出ていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭および結膜の症状がなくなり、2日経過していること
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳がなくなっていること または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111など)	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
↓登園許可証・治癒証明は必要ないが『インフルエンザ経過報告書』の提出が必要↓	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること (発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)

以下、出席停止ではなく「病気欠席」となります。

保護者記入による『登園届』で良い病気 (登園許可証または治癒証明書は不要です)	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過し、発熱がなくなり、通常の食事がとれていること
マイコプラズマ感染症	発熱や特有の咳が軽快していること
手足口病	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれていること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルス等)	嘔吐・下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が回復していること
ヘルパンギーナ	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれていること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになっていること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く、全身の状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと

園にお知らせして欲しい病気 (登園許可証または治癒証明書は不要です)	
頭ジラミ	駆除を開始していること
疥癬	駆除を開始していること
伝染性軟属腫(水いぼ)	衣類、包帯などで覆う。
伝染性膿痂疹(とびひ)	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快していること 顔など覆うことができない場所にびらんがなくなっていること
B型肝炎	HBワクチンの接種を受けること

※記載のない、その他の感染症になった場合、登園再開については主治医の指示にしたがってください。

その場合も、医師による『登園許可証』または、『治癒証明書』が必要となります。

※厚生労働省 保育所における感染対策ガイドラインに準じて作成しています。